No.	分類	質問内容	ご回答
1	全体事項	税務システムの標準化に際し、財政	地方団体のシステム移行のために、令和2年度
		的な支援はありますか。	第3次補正予算及び令和3年度第1次補正予算と
			して、デジタル基盤改革支援基金 (自治体情報シス
			テムの標準化・共通化分)が 1,825 億円計上され
			ているのでご活用ください。
2	全体事項	自団体のシステムが標準仕様書に準	いつの時点の標準仕様書に準拠している必要が
		拠しているかどうかの判定は、どの	あるのか、また、その確認方法や経過措置の設定の
		ように行われるのでしょうか。	有無等については、総務省自治行政局やデジタル
			庁をはじめとした関係部署とも調整のうえ、今後、
			検討を進めてまいります。
3	全体事項	ガバメントクラウドの検討状況やそ	ガバメントクラウドは、ISMAP(政府情報システ
		の内容はどのようになっています	ムのためのセキュリティ評価制度)に登録された
		か。	クラウドサービスの中からデジタル庁が、データ
			センタの国内要件等技術的要件を満たすものを調
			達することとされており、令和3年度及び4年度
			において、地方団体が安心して利用できるよう、先
			行事業を通じて非機能要件や費用対効果を検証す
			る等を行っています。
			詳細は地方公共団体情報システムの標準化に関
			する法律第5条に定める「地方公共団体情報シス
			テム 標準化基本方針【第 1.0 版】」を参照くださ
			い。

4	標準仕様	収滞納管理について、デジタルガバ	「地方公共団体情報システムの標準化に関する
	書の内容	メント実行計画においては標準化の	法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定
		対象範囲(20 業務)には含まれてい	める政令」(令和4年政令第1号)及び「地方公共
		ませんが、課税業務と同様、法的に	団体情報システムの標準化に関する法律第二条第
		標準仕様書への準拠義務が生じます	一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規
		か。	定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定
			める命令」(令和4年デジタル庁・総務省令第1号)
			の規定のとおり、個人住民税や法人住民税などの
			税目に係る収滞納管理機能も標準化対象事務とし
			ています。
			地方公共団体情報システムの標準化に関する法
			律第8条の規定では、標準化対象事務を処理する
			情報システムは標準化基準に適合しなければなら
			ないこととされており、上記収滞納管理について
			も標準仕様書への準拠義務が生じるほか、移行期
			限や財政措置等についても「20業務」と同様の取
			扱いになります。
5	標準仕様	事業所税など標準化の対象となって	「標準化の対象外」の税目に係る要件等につい
	書の内容	いない税目については、標準仕様書	ては、標準準拠システムとは別に構築してアドオ
		との関係はどう捉えたら良いです	ンするか、標準準拠システム外のシステムとして
		か。対象外の税目のシステム調達に	構築することになるものと考えており、その調達
		ついては各地方団体の判断で標準準	の仕方は地方団体の裁量によるものとなります。
		拠システム外のシステムを調達する	また、標準化対象外業務の一部と標準化対象業
		こととなりますか。	務を、同一のパッケージで実現することは可能で
		また、標準化対象外の業務の一部を、	す。(デジタル庁が策定する「地方公共団体情報シ
		標準化対象業務と同一のパッケージ	ステム データ要件・連携要件標準仕様書」を参照
		で実現して良いですか。	ください。)
			ただし、ガバメントクラウドへのリフト対象要
			件については「地方公共団体情報システム 標準

化基本方針【第1.0版】」を参照ください。

6	標準仕様	標準仕様書の対象外にしているサブ	固定資産税の土地・家屋の評価システムや、課税
	書の内容	システムの調達については、各地方	イメージファイリングシステム、電話催告システ
		団体の判断で標準準拠システム外の	ムなどは標準化の対象外としています。
		システムを調達することとなります	これらシステムに係る要件は「標準化の対象外」
		か。	であるため、標準準拠システムとは異なるシステ
			ムとして、必要な要件を実装しても問題なく、調達
			も地方団体の裁量によります。
			なお、業務効率化のために導入が考えられる RPA
			や AI/OCR などについても同様です。
7	標準仕様	国民健康保険、介護保険、後期高齢	左記のような科目の収滞納業務の一元化に必要
	書の内容	者医療などの収滞納の一元化や、事	な機能は「標準化の対象外」であるため、調達は地
		業所税、入湯税、たばこ税等の標準	方団体の裁量によります。
		化対象外税目に係るシステムの一元	なお、税務における収滞納システムとして利用
		化を想定している場合、当該科目に	するパッケージに、標準化対象業務(国民健康保
		必要な機能の調達はどのようにした	険、介護保険、後期高齢者医療など) 又は標準化対
		らよいですか。	象外税目 (事業所税、入湯税、たばこ税など) の管
			理機能がオールインワンで実装されていても問題
			ありません。
8	標準仕様	指定金融機関や収納代行業者、財務	指定金融機関やコンビニ収納などの収納代行業
	書の内容	会計システムとのデータ授受につい	者、財務会計システムとのデータ授受の具体の方
		て、地方団体独自の運用については	法については、それぞれの団体の事情にあわせて
		どのように対応したらよいですか。	実施いただくという認識です。
			税務システムと外部システムとの連携方法につ
			いては、デジタル庁において、API 連携等、必要な
			連携ができるようにする連携要件を検討してお
			り、詳細は「地方公共団体情報システム データ要
			件・連携要件標準仕様書」を参照ください。
9	標準仕様	大量印刷・発送する帳票(当初課税	大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や
	書の内容	時の納入通知書等)の印刷のソート	外部委託事業者との取り決めや同封物の封入の有
		順や山分けについてはどのように対	無など、それぞれの団体の事情にあわせて実施い
		応したらよいですか。	ただくという認識です。

10	標準仕様	税務システム等標準化検討会(第 1	左記に示す要件は、カスタマイズの要因やデー
	書の内容	回)において、「画面表示(画面遷移	タ移行の阻害要因になっているとは考えにくいた
		   等)・専ら操作性」にかかる要件は標	め、標準化の対象外としており、具体的には、以下
		   準化対象外になっていますが、どの	のようなものを想定しています。
		ようなものが該当しますか。	対象者特定後、詳細情報表示をワンクリッ
			クで確認できるなどの画面表示に係る要件
			▶ 処理に注意が必要な対象者を色やポップア
			ップで注意喚起するなどのユーザーインタ
			ーフェースに係る要件
			▶ アプリケーション・画面を同時に複数起動
			できる、マウス操作だけでなくファンクシ
			ョンキーなどによって入力できるなどの操
			作性に係る要件
11	標準仕様	各地方団体が条例に定める独自の事	独自事務のために必要な機能については、標準
	書の内容	務(十期割や集合納税方式等)があ	準拠システムにおいてパラメータ処理で可能とす
		る場合、どのように対応すればよい	ることや、標準準拠システムとは別に構築して情
		ですか。	報連携できるようアドオンすることにより実現す
			ることとし、標準準拠システムに対するカスタマ
			イズを行わないこととしています。
			ただし、地方公共団体情報システムの標準化に
			関する法律第8条第2項で規定されているとお
			り、十期割や集合納税方式のように、標準化対象事
			務と一体的に処理することが効率的であると認め
			られるときであって、互換性が損なわれない限り
			においては必要最小限度の改変や追加を行うこと
			ができます。
12	標準仕様	今後、「標準仕様書に関連する記載が	税務システムの標準化においては、原則、パッケ
	書の内容	全くないが、運用上必要となる機能」	<b>ージベンダーが標準仕様書の機能等に準拠したパ</b>
		が生じた場合、標準仕様書にない機	ッケージを開発し、自らの団体に最適なものを選
		能の追加は認められますか。その場	択して使用するものです。
		合、どこまで認められるのか、具体	
		的な範囲は示されますか。	
13	標準仕様	パッケージベンダーより提供される	準拠性の確認方法については、地方税に限らず、
	書の内容	システムが標準仕様に準拠している	全業務に関わる話であるため、デジタル庁や総務
		かどうかは、どのように確認したら	省自治行政局とも調整していきます。
		よいですか。	

14	標準仕様	パッケージによっては法人住民税の	左記のような実装上の違いは認識しており、標
	書の内容	収納が課税側に実装されていたり、	準仕様書の要件が充足していれば、実現するパッ
		督促を滞納管理システムで行うこと	ケージの製品体系は問いません。
		なども想定されますが、標準仕様書	
		で定義される要件どおりに標準準拠	
		パッケージが開発されるということ	
		でしょうか。	
15	標準仕様	税務システムにおける宛名管理の要	税務として管理すべき宛名管理に必要な管理項
	書の内容	件定義は行われますか。	目等は標準仕様書の共通要件に記載しています。
			また標準化対象業務全体に係る宛名管理機能に
			ついては、デジタル庁による標準仕様書間の横並
			び調整方針に基づき、当分の間、標準化対象外と
			し、宛名管理システムは独自施策システムとして
			構築することとされています。
16	標準仕様	地方団体によっては、総合窓口によ	総合窓口における証明書発行一元化機能などに
	書の内容	る住民サービスを行っており、住民	ついては標準化の対象外であり、当該機能の導入
		票や課税・納税にかかる証明を一つ	は、標準準拠システムとは異なるシステムとして、
		の画面から実施しています。このよ	それぞれの団体の事情にあわせて実施いただくと
		うな窓口形態に必要となる機能はど	いう認識です。
		のように対応したらよいですか。	
17	標準仕様	税務システムから 20 業務以外の庁	庁内の20業務以外の既存システムとの連携方法
	書の内容	内の既存システムとのデータ連携が	については、連携要件をデジタル庁において検討
		ある場合、どのように対応したらよ	しており、税務システムと庁内の既存システムと
		いですか。	の連携方法については、デジタル庁が策定する「地
			方公共団体情報システム データ要件・連携要件標
			準仕様書」を参照ください。
18	標準仕様	現行システムで利用している内部帳	標準仕様書に定義される帳票で業務を運用して
	書の内容	票が標準仕様書にない場合、どのよ	いただく想定ですが、必要に応じて、標準化対象外
		うに対応したらよいですか。	とされた内部帳票を EUC ツールにてデータ出力し
			ていただくことは差支えありません。

19	標準仕様	標準オプション機能は、調達時に地	税務システムの標準化においては、原則、パッケ
	書の内容	方団体が求めてもよい機能ですか。	一ジベンダーが標準仕様書の機能等に準拠したパ
		どのベンダも当該機能を実装せず、	ッケージを開発し、地方団体は、自らの団体に最適
		大規模団体にとって必須の機能を満	なものを選択して使用します。「標準オプション機
		たすことができない状況が発生する	能」についても、パッケージベンダーが自ら解釈
		可能性を懸念しています。	し、機能を実装するかどうかの判断を行うものと
			されています。
			│ │ ご懸念のような状況が発生しないよう、関係者
			   が集まって議論するかたちをとっており、引き続
			き、丁寧に議論してまいります。
20	標準仕様	課税資料チェックなどのエラーやア	エラー・アラートに係る要件ついては、その概要
	書の内容	   ラート内容は地方団体によって差異	のみを記載し、突合対象項目などの詳細までは標
		が大きく、網羅的に定義するのは困	準仕様書に定義せず、参考資料として詳細条件を
		難ではないでしょうか。	添付しています。
			地方団体においては、システムに実装されたエ
			ラー・アラート機能を活用いただきますが、各団体
			の組織体制・業務状況等に応じて、エラー及びアラ
			一トの発出有無の選択や、エラーかアラートかの
			切替えを可能としています。
21	標準仕様	様式のレイアウトに合わせて、サイ	レイアウトを規定する外部帳票については、標
	書の内容	ズ等を規定する予定はありますか。	準仕様書において、サイズを規定しています。原則
		(電子申請・申告を整備したとして	A4 縦としていますが、帳票によっては視認性等に
		も、地方税の申告においては、納税	配慮し、A4 横等としています。
		者が紙による手続きを選択すること	
		も多いと考えているため)	
22	標準仕様	標準仕様書において、住民記録シス	20 業務のデータ連携については、デジタル庁が
	書の内容	テムや国民健康保険、介護保険など、	策定する「地方公共団体情報システム データ要
		情報連携が必要な他システムとのデ	件・連携要件標準仕様書」を参照ください。
		一タ連携に関する標準仕様は示され	
		ますか。	
23	非機能	税務システムのオンラインやバッチ	オンラインリクエスト件数や通常時オンライン
		処理の性能はどのように担保されま	レスポンスタイム、バッチ処理件数や通常時バッ
		すか。	チレスポンス順守度合いなどを指標とした非機能
			要件は、地方公共団体の基幹業務システムの標準
			非機能要件」に規定されている要件等を満たす必
			要があります。

24	非機能	税務システムはマイナンバー系の事	セキュリティについては、「地方公共団体の情報
		務であるため、二要素認証などの要	システムのクラウド利用等に関する情報セキュリ
		件は定義されますか。	ティポリシーガイドライン」に規定されている要
			件等を満たす必要があります。
25	公開後の	共通納税システムや税額通知の電子	不整合が生じないよう、標準仕様書にも随時反
	運用・改	化など、大規模なシステム改修が見	映していく予定です。
	定	込まれるものは標準化との関係はど	
		のようになりますか。	
26	公開後の	税制改正や運用上の理由から、標準	税制改正や BPR に伴う業務フローや機能要件等
	運用・改	仕様書に機能等の記載追加が必要と	の変更が行われることも想定されますが、地方団
	定	なった場合の手続きを教えてくださ	体の意見を伺いながら迅速に対応する仕組みを今
		い。	後検討するなど、しっかりと対応していく所存で
			す。
27	公開後の	機能要件・帳票要件などの内容・解	統一・標準化の取組は地方団体の意見を伺いな
	運用・改	釈に疑義が生じた際、地方団体から	がら、地方団体と一緒になって進めていく必要が
	定	は、どのような手段でどこに問い合	あると認識しており、問い合わせ対応の仕組みを
		わせを行う想定ですか。	検討するなど、しっかりと対応していく所存です。
			また、地方団体からの問い合わせを一元的に管
			理するツールの準備を行っているため、そこから
			問い合わせしていただくことも可能です。
28	標準仕様	指定都市の帳票に係る要件(帳票要	指定都市市長から意見のあった要件を中心に検
	書の内容	件、印字項目・諸元表、帳票レイア	討し、結果を標準仕様書に取り纏めています。特に
		ウト)はどのように定義されていま	【第 2.0 版】では、指定都市の帳票に係る要件と
		すか。	して、「8-1_帳票要件(指定都市)_個人住民税」、
			「各税目の機能要件(指定都市)」、「帳票出力全
			般」に取り纏めました。
29	公開後の	現行運用では、申告書等パンチデー	外部委託に係る範囲は標準仕様書の検討対象外
	運用・検	タの作成を外部に委託し、パンチデ	となります。パンチデータ等取り込みデータのレ
	討	一タを一括でシステムに取り込んで	イアウトは、取り込み先のパッケージのレイアウ
		います。取り込みデータのレイアウ	トに合わせて運用してください。
		トは、標準仕様書で定義されますか。	

30	公開後の	現行運用では、外部委託している大	大量印刷・発送の際の対象物や条件については、
	運用・検	量出力帳票の宛先部分(窓あき領域)	郵便局や外部委託先(印刷事業者等)との取決めや
	討	に宛名番号や連番等の管理番号を印	同封物の封入の有無などの詳細な条件を設定する
		字し、引抜きに活用しています。地	ことが想定されるため、このような条件設定につ
		方団体の裁量で宛先部分(窓あき領	いては、本仕様書の対象外とし、各地方団体が個々
		域)に連番等の管理番号を追加でき	の事情にあわせて実施することとしており、帳票
		ますか。	印刷の外部委託に伴う引抜き作業についても、外
			部委託先にて実施している場合も多いことから、
			標準化の対象外としています。
			印刷時に通知書等の帳票の枠外に引抜き用の連
			番を追加する等の対応を実施いただいても問題あ
			りません。(窓あき領域に印字することも可としま
			すが、標準化されている宛先部分の枠外に印字く
			ださい。)
31	公開後の	通知書番号を構成する番号体系の一	宛名番号については、当該番号から個人情報を
	運用・検	部や、帳票レイアウト外などに、便	特定できる可能性が高いため、宛名番号を帳票に
	討	宜上、宛名番号を使用できますか。	明記することを禁止している団体もあることか
			ら、標準仕様書においては宛名番号の項目印字を
			定めていません。
			なお、各団体の判断において、備考欄や帳票レイ
			アウト外へ印字することは可能です。
32	公開後の	標準仕様書にて封筒のレイアウトが	標準仕様書に記載している封筒レイアウトにつ
	運用・検	定義されていますが、封筒サイズ等	いては、「参考」の位置づけの為、窓あき領域のサ
	討	について地方団体の裁量で変更でき	イズを含め、地方団体の裁量で変更いただいて問
		ますか。	題ありませんが、宛名部分のレイアウトについて
			は標準仕様書の定義の通りとなります。
33	公開後の	省令様式がある帳票は、「省令様式	省令様式の帳票レイアウトは、当該の省令や例
	運用・検	を基調にしたシステムから印字する	規にて定義され、標準仕様書では定義せずにそち
	討	場合のレイアウト」の定義は出来な	らを参照することとしています。
		いでしょうか。	省令様式をシステムから出力する際、レイアウ
		また、レイアウトの外にシステムか	ト外に管理用の情報を印字することは妨げませ
		ら印字することは可能でしょうか。	ん。

	1	<u></u>	
34	公開後の	条例や規則で定められている帳票に	標準仕様書の帳票レイアウトで定義している帳
	運用・検	ついて、標準仕様書で帳票レイアウ	票は、原則、標準仕様書の帳票レイアウトに合わせ
	討	トが定められている場合、条例や規	ることとし、地方団体において、条例や規則等を改
		則を改正し、標準仕様書で定義され	正することを想定しています。(地方税法施行規則
		ている様式を使用する必要がありま	により、地方団体の条例で定めることが許容され
		すか。	ている様式についても同じです。)
			(自治体情報システムの標準化・共通化に係る
			手順書【第 2.0 版】p.92 条例・規則等改正を参照
			ください。)
35	公開後の	標準仕様書に対応した帳票を調達す	標準仕様書の方針として、納税義務者や外部機
	運用・検	るにあたり、現在定義されていない	関(金融機関等)が複数の地方団体から受け取るこ
	討	内部帳票等の印字項目・諸元表や帳	とが想定される帳票を中心に帳票レイアウトを定
		票レイアウトを作成しますか。	義しているため、それ以外の帳票については、原
			則、定義しないこととしています。
			したがって、内部帳票については、原則、各パッ
			ケージ製品に実装されているものを使用すること
			を想定しています。
36	公開後の	都道府県や国の行政機関への報告等	左記報告等については、回答様式に頻繁な修正・
	運用・検	については、どのように対応するの	変更等のある場合が多いことやそれぞれ実施時期
	討	かご教示ください。	が異なること、都道府県ごとで報告等の実施の有
			無や様式等に差異が存在すること等の問題から、
			要件を一意に定義することは困難であると判断し
			ました。
			例えば、現行運用においては、「固定資産の価格
			等の概要調書」は調査票の確定から調査の実施、都
			道府県への提出が4月~6月であるところ、「市町
			村税課税状況等の調」ではそれが6月~8月とな
			っており、毎年の標準仕様書の改定サイクルを組
			み込むことが困難となってしまいます。
			そこで、左記報告等については EUC 機能や外付
			けツール等による対応を基本とし、これらの報告
			等に必要なデータ等を仕様書に定義するととも
			に、当該データ等を抽出・出力できるよう EUC 機
			能を実装必須機能として規定しています。(なお、
			パッケージシステム内に、EUC 機能とは別に当該デ
			一タ抽出・出力する機能自体を実装することも可
			能です。)

公開後の   「実装必須機能」の一部について、   標準仕様書における「実装必須機能」とは、標   当分の間、「標準オプション機能」   的な地方団体にとって確実に実装する必要のあ   心位置付けられる項目があります   機能を指します。   が、「標準オプション機能」が残る   ただし、地方団体の人口規模や組織体制に応   ただし、地方団体の人口規模や組織体制に応	る
討 へ位置付けられる項目があります 機能を指します。 が、「標準オプション機能」が残る ただし、地方団体の人口規模や組織体制に応	
が、「標準オプション機能」が残る ただし、地方団体の人口規模や組織体制に応	: じ
	こじ
と、地方団体が必要とする機能をベ て各事業者における実装状況にかなりの差異が	
ンダが実装しない場合、団体にとっ る機能については、当分の間 (一般的なシステム	<b>.</b> の
て大きな負担となります。 更改期間である概ね5年程度を想定)、「標準オ	・プ
「当分の間」とは、どれくらいの期 ション機能」としつつ、標準準拠システムへの移	;行
間でしょうか。 期における過渡的なものと整理しました。	
また、今後、どのような対応をする「実装必須機能中、当分の間、標準オプション	′機
のでしょうか。 能」に位置づけられている項目については、標準	準
拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見	,等
を踏まえながら、今後、解消を図る予定です。	
38 公開後の 帳票への印字項目について、略称で 地方団体の裁量において、略称での記載は可	能
運用・検 の印字をしている帳票があります です。	
討が、略称の印字は地方団体の裁量で	
できますか。	
39 標準仕様 本編の表_[標準様式・帳票・共通項 住民記録システム標準仕様書に準じて、「氏名	優
書の内容 目]の項番2「旧氏・通称型」と項番 先区分(例:外国人住民について、郵便物の送付:	<b>走•</b>
5 「宛名氏名型」に通称名の記載が 証明書等の氏名の記載として通称のみを希望す	· る
あります。 か、本名のみを希望するか。)を管理できること	]
本名と通称名はどちらが優先されました標準オプション機能として定義しています。	(税
すか。 務共通 1.1.1.8. 宛名管理を参照ください。)	
また、当該の標準オプション機能を実装しな	:11
場合は、デフォルトでは通称が記載されます。	往
民記録システム標準仕様書 1.1.19.氏名優先区	分
を参照ください。)	
40 公開後の 帳票への印字項目について、諸元表 必ずしもシステムで印字する必要のない定形	的
運用・検 の備考欄に「プレプリント可」と記 な項目について、現行の各地方団体での実装状	:況
討載されている項目以外のプレプリンに鑑み、主なものを諸元表の備考欄に「プレプリ	ン
トはできないですか。 ト可」としているため、特段の明記のないものに	つ
いても、プレプリントを前提とした実装をして	(J)
ただくことは可能です。	
ただし、プレプリントでの実装を実現するた	め
に、システムのカスタマイズ等を実施すること	は
できません。	

41	標準仕様	帳票印字項目・諸元表に準拠した帳	各項目間の位置関係など、帳票レイアウトと大
	書の内容	票が標準仕様書で定められている帳	幅な差異がなければ、幅等の完全準拠を要求する
		票レイアウトでは実現できない場	ものではないため、印字項目・諸元表で定めた項目
		合、帳票レイアウトの項目の幅等を	から帳票を実装するにあたり、幅等を調整するこ
		調整することは許容されますか。	とは可能です。
42	標準仕様	税務共通要件はその他の税目及び収	税務共通は個別の業務ではなく、各税目及び収
	書の内容	滞納管理と同様に独立した業務とし	滞納管理で横断的に必要となる税務業務に共通す
		て定義されていますか。	る要件について、メンテナンス性向上を目的に便
			宜上まとめて資料化しています。
			したがって、税務共通単独でシステムを構築す
			るものではございません。(本編:参考 業務概要
			(全体図) 及びシステム構成図) 参照)